

令和2年度 公文書開示状況（6月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 5. 27	R2. 6. 4	「平成30年度東京夢の島マリナー浮棧橋改修工事」の「工事設計概括書」、「工種別内訳書」、「工種別内訳書（総括表）」、「代価明細表」、「諸経費計算書」	77	1														港湾局 東京港管理事務所 施設補修課	
2	R2. 4. 10	R2. 6. 9	プロバイダ契約書、プロバイダ請求書、回線契約書、回線請求書	9	1														港湾局 港湾経営部 振興課	
3	R2. 3. 5	R2. 6. 9	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査報告書概要 平成30年度特定複合観光施設に関する影響調査資料 平成23年（2011年）東京都産業連関表による経済波及効果分析ツール（汎用・地域間表版） 会議等議事要旨記録票（IRについての国の説明会、アンケートについて）（平成30年7月30日） 会議等議事要旨記録票（IR委託調査について）（平成30年8月8日） 会議等議事要旨記録票（IRにかかる国の自治体意向調査について）（平成30年10月24日） 会議等議事要旨記録票（IR影響調査について）（平成31年4月10日） 会議等議事要旨記録票（IRにかかる国の自治体意向調査について）（令和元年9月18日） 	157	1														<ul style="list-style-type: none"> 特定複合観光施設区域整備推進本部事務局担当者の氏名は、公にされている名簿に記載されていない公務員の氏名で、特定の個人を識別することができる情報であるため。（第7条第2号）また、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた非公開情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号） カジノオペレーターの状況は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（第7条第3号）また、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号） 統合型リゾート（IR）に係る現状認識、想定スケジュールは、検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。（第7条第5号） 	港湾局 総務部 企画計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
																		<ul style="list-style-type: none"> ・ I R整備に係る意向調査アンケート、区域整備計画の認定申請に係る意向確認等調査、立地は、検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。(第7条第5号) また、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた非公開情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号) ・ 観光庁参事官室の職場電話番号、メールアドレスは、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、問合せや連絡等が発生するなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号) 	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存 否 応 答 拒 否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
4	R2. 3. 30	R2. 6. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・31港総企計第352号（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託） ・31港総財第645号（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託（登録）） ・31港総財第719号（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託（指名）） ・第1回入札経過調書（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託） ・開札結果等確認（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託） ・契約締結決定通知書（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託） ・議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第1回打合せ）（令和元年12月3日） ・議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第2回打合せ）（令和元年12月16日） ・議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第3回打合せ）（令和元年12月26日） ・議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第4回打合せ）（令和2年1月16日） ・議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第5回打合せ）（令和2年1月29日） ・議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第6回打合せ）（令和2年2月14日） ・議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第7回打合せ）（令和2年2月28日） ・議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第8回打合せ）（令和2年3月11日） ・令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 概要版 ・令和2年度予算要求節別内訳 ・会議等議事要旨記録票（申請（自治体）の最終意思決定のスケジュール）（令和元年5月23日） ・令和元年度 事務引継書（令和元年7月1日） ・会議等議事要旨記録票（IR整備法に基づく基本方針（案）の意見募集について）（令和元年9月4日） ・会議等議事要旨記録票（基本方針案について）（令和元年9月5日） ・会議等議事要旨記録票（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託について）（令和元年10月3日） ・会議等議事要旨記録票（令和元年度のIRに関する調査について）（令和元年10月17日） ・会議等議事要旨記録票（観光庁「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）」（申請期間に関する部分のみ）に関する意見募集について）（令和元年11月21日） ・会議等議事要旨記録票（IRに関する民間事業者との面談や面会のルールに係る調査について）（令和2年1月9日） ・会議等議事要旨記録票（「令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託」について） 	652		1														<ul style="list-style-type: none"> ・受託事業者社員の氏名、肩書、所属部署、経歴、専門分野、メールアドレス、受託事業者が撮影した画像中の顔貌は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため（第7条第2号） ・受託事業者が撮影した画像は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため。（第7条第2号）成果物の途中段階における使用画像で最終成果物未使用であるため、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号） ・受託事業者の職場電話番号、FAX番号は、法人等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報で、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（第7条第3号） ・カジノ事業者名、発言内容は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（第7条第3号）。検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（第7条第5号）。関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公 	港湾局 総務部 企画計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
			て) (令和2年1月30日) ・会議等議事要旨記録票 (観光庁からの追加調査について) (令和2年1月31日) ・会議等議事要旨記録票 (「令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託」について) (令和2年3月27日) ・カジノ事業者との面談記録 (H28~31) ・カジノ・IR関連事業等に関する調査															にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため (第7条第6号) ・権利許諾未確認の画像は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(第7条第3号) また、成果物の途中段階における使用画像等は権利許諾未確認のため、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号) ・受託事業者が撮影した画像中のモニター映像は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。(第7条第3号) また、成果物の途中段階における使用画像で最終成果物では加工しているため、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号) ・報告書(案)とりまとめ方針、想定スケジュールは、検討中の未成熟な情報で、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、確定した情報と誤解	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
																		され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。(第7条第5号) また、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、確定した情報と誤解され、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号) ・観光庁参事官室の職場電話番号、メールアドレス、他自治体の状況は、都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、問合せや連絡等が発生するなど、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第7条第6号)	
5	R2. 4. 14	R2. 6. 10	「令和元年度海の森水上競技場緊急工事」「令和元年度海の森水上競技場消波装置補修及びその他工事」の「工事設計概括書」、「工種別内訳書（総括表）」、「工種別内訳書」、「代価明細表」、「諸経費計算書」	238	1													港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課（道路整備担当）	
6	R2. 6. 4	R2. 6. 10	「平成30年度 新砂・夢の島線自転車走行空間整備及びその他工事（その2）」の変更設計にかかる「変更工事総括書」、「変更種別内訳書」、「諸経費計算書」、「代価明細表」	133	1													東京港建設事務所 埋立整備課	
7	R2. 3. 31	R2. 6. 11	会議等議事要旨記録票（「令和元年度 特定複合観光施設等に関する調査委託」について）（令和2年3月27日）	4	1													港湾局 総務部 企画計理課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R2. 3. 31	R2. 6. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第7回打合せ）（令和2年2月28日） ・ 議事録（令和元年度特定複合観光施設等に関する調査委託 第8回打合せ）（令和2年3月11日） 	143		1													<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託事業者社員の氏名、肩書、所属部署、受託事業者が撮影した画像中の顔貌は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため（第7条第2号） ・ 権利許諾未確認の画像は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（第7条第3号）成果物の途中段階における使用画像等は権利許諾未確認のため、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号） ・ 受託事業者が撮影した画像中のモニター映像は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。（第7条第3号）また、成果物の途中段階における使用画像で最終成果物では加工しているため、関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（第7条第6号） 	港湾局 総務部 企画計理課